

市民課長の仕事宣言！

市民課長 徳 淵 悦 子

1. 基本姿勢

市民課は、市民生活において節目となる出生、婚姻、死亡等の届け出や転入、転出等の住民異動の手続きを行う窓口であり、市民の方にとって最も関わりの深い部署であると言えます。

このため、手続きや証明発行等において的確でスムーズな流れを作ることは大切であり、窓口における対応の良し悪しが即、市役所の評価につながります。市民目線にたった確実かつ迅速な対応に努めます。

市民サービス向上の一環として、本庁での毎週火曜日の時間延長及び第1，3土曜日の午前中窓口開庁並びにサンメッセ鳥栖での土日を含む午後7時までの証明書交付を実施しています。

住民基本台帳制度や戸籍制度により集積された市民の個人情報、行政の基礎的情報であるため、これらの審査や処理に万全を期すと同時に個人情報の整備、保全に努めます。

また、平成27年10月から始まった個人番号制度に係る事務を適切に処理するとともに、市民サービスの向上を図るため、住民票の写し等のコンビニ交付を導入します。

2 平成28年度 課（室・局）における重点施策

- 個人番号制度に係る事務を適切に処理します
- 住民票の写し等のコンビニ交付を導入します
- 戸籍受附帳の磁気ディスク化に向けて準備を行います

3 重点事業における具体的方針

●個人番号制度に係る事務を適切に処理します

個人番号付き住民票の誤交付がないよう、チェック体制を強化します。

個人番号の通知カード未受領者に対する受領催促の広報を行います。また、通知カードの保管期間の延長について検討します。

個人番号カードの交付事務が迅速かつ正確に行えるよう、状況に応じて交付体制の検討・改善を行うと同時に未受領者に対して交付通知書の再送付や広報を行うなど交付率の向上に努めます。

[目 標 値]

個人番号カード受取り数に対するカード交付率

[平成28年度] 現状値 67.4% ⇒ 平成28年度末 85.00%

[スケジュール]

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
通知カード保管期間延長について近隣の状況調査及び未受領者への広報	延長する期間及び廃棄時期の決定 未受領者への広報	未受領者への広報	未受領者への広報
個人番号カード交付⇒交付通知書の計画的発送及び再送付、正確な交付	交付通知書の計画的発送及び再送付、正確な交付 未受領者への広報	交付通知書の計画的発送及び再送付、正確な交付 未受領者への広報	交付通知書の計画的発送及び再送付、正確な交付 未受領者への広報

●住民票の写し等のコンビニ交付を導入します

市民サービス向上を図ると同時に個人番号制度導入に伴い増加した事務量に対応できるよう、証明交付事務の効率化を図るため、情報政策課と連携をとりながらコンビニ交付を導入します。

また、個人番号カードの普及率向上及び利用促進のため、啓発活動を行います。

[目 標 値]

コンビニ交付による住民票証明等の交付数

[平成28年度] 現状値 0 通 ⇒ 平成28年度末 500 通

[5年後] 現状値 0 通 ⇒ 平成32年度 13,000 通

[スケジュール]

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
導入準備・打合せ データ移行・連携開発	法務局等との協議・申請 事前連携テスト	本番用データ連携の仕組み構築及びサーバー調整 条例改正	発行テスト（4か所） 本稼働

●戸籍受附帳の磁気ディスク化に向けて準備を行います

平成22年の法改正により戸籍受附帳の保存年限が150年に延長されたことに伴い、現存の紙の受附帳を磁気ディスク化して検索性の向上、セキュリティの強化及び長期保存を図るため、受附帳の曝書及び補完作業を完了させる。

[目 標 値]

戸籍受附帳の補完作業の進捗率

現状値 80% ⇒ 平成28年度末 100%

[スケジュール]

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
曝書及び補完作業	曝書及び補完作業	曝書及び補完作業	補完作業完了